

令和4年度

第24回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和4年6月10日（金曜日） 13時00分 開会
場 所 和歌山市農業委員会議室

議案第1号	市民農園の開設の認定について
議案第2号	農用地区域除外に係る意見について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第6号	農用地利用集積計画について
議案第7号	「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和4年度の最適化活動の目標の設定等」について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	使用貸借権の解約通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農用地利用配分計画の認可について

出席委員（18名）

1 番 湯川 徳弘
2 番 辻本 傑
3 番 笠野 喜久雄
4 番 山本 茂樹
5 番 藤田 城司
6 番 古川 祐典
7 番 土橋 ひさ
8 番 谷河 績
10 番 中村 弘

11 番 廣井 伸多
12 番 大河 壽一
13 番 曾根 光彦
14 番 岩橋 章
15 番 丸山 勝
16 番 中尾 友紀
17 番 坂東 紀好
18 番 吉川 松男
19 番 岩橋 章博

出席職員

農業委員会事務局

局 長 奥谷 知彦
課 長 中村 保
副 課 長 藤田 誠一
班 長 中居 一樹
企 画 員 西森 和子
企 画 員 肥田 敬之

農林水産課

班 長 中川 拓哉
副 主 査 中井 寛貴

13時00分 開会

◆奥谷局長 それでは定刻となりましたので、ただいまから第24回農業委員会総会を開催いたします。報告事項につきましては、議案書9ページ以降に掲載していますので、ご確認ください。

それでは、会長（谷河 績）よろしくお願ひします。

◆会長（谷河 績） それでは、ただいまより、第24回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は19名中18名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。去る5月27日、湯川委員、藤田委員、土橋委員、岩橋章博委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よろしくお願ひします。

なお、吉中委員から都合により欠席したい旨、連絡がありましたので、ご報告いたします。また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、廣井委員、曾根委員にお願ひします。それでは議案の審議を始めさせていただきます。

議案第1号 市民農園の開設の認定について、提案いたします。

◆農林水産課（中川班長） はい、番外、農林水産課 中川です。よろしくお願ひいたします。

それでは、「市民農園の開設の認定」の議案について説明させていただきます。

本件は、市民農園を開設認定するにあたり、市民農園整備促進法第7条第3項の規定に基づき、農業委員会の決定を経る必要がありますので、農業委員会のご意見をお聴きするものです。

まず、第1号議案書とお手元に配布の資

料1ページをお開きください。

今回の開設場所ですが、丸印で示しております、和歌山市・・・㎡となっております。

資料2ページが詳細な位置図となっております。当該土地について、土地の所有者は・・・の親子の共有です。現況は、農地の一部を畑として利用している状態です。

今回の市民農園開設者は・・・氏で、市内の農業法人で働いていた経験もあることから、市民農園について関心を持ち今回の申請に至ったとのことです。

資料の3ページをお願ひします。これは、市民農園施設の位置等を表示した平面図となっております。1区画20㎡の計30区画で、付帯施設として農機具収納施設、トイレ、駐車場、井戸、ゴミ置場、休憩所の設備を備える予定となっております。

4ページから8ページに整備運営計画を添付しており、6ページをお願ひします。一番上に利用料金が記載されており、一年間の利用料としては、1区画20㎡あたり、基本利用料として・・・円となっております、1区画を利用するだけであれば・・・円となります。

オプションとして種苗の準備、栽培の指導体制も整えており、別料金が利用料に加算される料金の仕組みとなっております。また、開設は来年、令和5年2月1日の予定で、5年間の使用貸借権の設定を計画しています。

なお、市民農園の開設について、当該土地改良区の同意も得ております。当該申請地につきましては、現在、おおむね自己保全管理の状況であり、今後、市民農園にすることで農地を有効利用することが見込まれ、市民農園整備促進法第7条第

3項に掲げる1号から6号についてすべての要件を満たすと判断し市民農園として認定しようとするものです。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

◆会長（谷河 績）議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 農用地区域除外に係る意見について、提案いたします。

◆農林水産課（中川班長）はい、番外、説明させていただきます。本件は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき、同法施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会のご意見をお聴きするものです。

お手元の資料、農用地区域除外参考資料（位置図）をご覧ください。全3件の申出があり、2ページに位置図を示しております。全3件、一括して説明させていただきます。

①について説明させていただきます。参考資料の3ページから8ページをご覧ください。3ページにありますように申出地は、赤色で着色し示しており、紀伊地区、和歌山県立和歌山盲学校の・・・に位置しております。また、4ページには代替地を、5ページには申出時に受領した代替地検討書を、6ページには申出地を周囲から撮影した写真を、7ページには、農用地区域の広がり、8ページには、関係各課の意見を示し、添付しております。参考をご覧ください。

申出の経緯について、説明させていただきます。利用者である・・・は、昭和55年設立、従業員約・・・名で、主に大型トラックによる九州、関東、近畿などへの長距離貨物輸送を行う・・・を営んでいます。現在、・・・、従業員駐車場及びコンテナ等の敷地が手狭であり、安全性や作業効率が悪い状態です。そのため、既存の事業地に隣接する申出地を新たに露天駐車場及び露天資材置場として利用したい意向です。

申出地は、北側に農地、東側に里道、水路をはさみ既設事業地、南側に農地、水路、西側に農地に隣接した農地となっています。市としては、周辺農地の営農に及ぼす影響は認められず、産業活性化における地域振興が図れる側面もあるため、農用地区域から除外することが相当であると考えます。

②について説明させていただきます。参考資料の9ページから14ページをご覧ください。9ページにありますように申出地は、赤色で着色し示しており、紀伊地区、和歌山市立紀伊小学校の・・・に位置する県道粉河加太線沿いの農地です。また、10ページには代替地を、11ページには申出時に受領した代替地検討書を、12ページには申出地を周囲から撮影した写真を、13ページには、農用地区域の広がり、14ページには、関係各課の意見を示し、添付しております。参考をご覧ください。

申出の経緯について、説明させていただきます。利用者は、全国的に幹線道路沿いを中心に・・・を出店する法人です。六十谷から山口までのエリアで出店可能な事業用地を探しており、競合店舗や既存店とも

競合しない市内へ向かう西向き車線に面するこの土地が最適であると判断したことから、店舗として利用したい意向です。申出地は、北側に県道、東側に農地、南側及び西側に市道に隣接した農地となっています。

市としては、周辺農地の営農に及ぼす影響は認められず、地域の利便性の向上が図られる側面もあるため、農用地区域から除外することが相当であると考えます。

③について説明させていただきます。

参考資料の15ページから20ページをご覧ください。15ページにありますように申出地は、赤色で着色し示しており、小倉地区、和歌山市立小倉小学校の・・・に位置しております。また、16ページには代替地を、17ページには申出時に受領した代替地検討書を、18ページには申出地を四方から撮影した写真を、19ページには、農用地区域の広がり、20ページには、関係各課の意見を示し、添付しております。参考をご覧ください。

申出の経緯について、説明させていただきます。利用者は近隣で・・・を営んでいますが、・・・の保管場所が手狭で、事業の拡張に伴い既存の事業地の近隣である申出地を新たに・・・として利用したい意向です。申出地は、北側に市道、西側に宅地、南側及び東側に農地、水路に隣接した農地となっています。

市としては、周辺農地の営農に及ぼす影響は認められず、申出地を農用地区域から除外することが相当であると考えます。

以上の3件について、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる第1号から第5号までの要件のすべてを満た

すと判断し除外を行おうとするものです。

なお、第1号から第5号の要件については、

- 1 申出地以外に代替すべき土地がないこと
- 2 農業上の効率化かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
- 3 農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと
- 4 土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと
- 5 農業生産基盤整備事業完了後8年を経過しているものであること

となっています。説明は以上です。

◆会長（谷河 績）No. 1及びNo. 2につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っていますので藤田委員さん報告願います。

◆5番（藤田 城司）議案第2号 農用地区域除外に係る意見について説明させていただきます。

令和4年5月27日 岩橋章博委員、農林水産課、事務局と私で現地調査及び事情聴取を行いました。はじめに番号1から説明します。申請地は議案書のとおりです。

転用目的は 露天駐車場と露天資材置き場です。申請会社としては所有する・・・、・・・など・・・や資材保管用コンテナを敷地に配置していますが、本来、作業スペースや通路として確保しておきたい場所にまで駐車せざるを得ない状況が続いており作業効率の悪化や事故の危険性を考え事業敷地の拡大を考えていました。

地権者は自宅周辺にもいくつかの農地があり自宅から離れた所にある申請地は所有農地全体の耕作効率低下の一因となっていて将来の活用方法を模索していたところ

申請会社から譲っていただけないかとお声がけをいただきました。地元企業発展のためになるならと思い、お話をしたところ条件でも合意に至りました。

申請地以外にも代替地を検討しましたが条件が折り合わなかったとのことです。

排水に関しまして敷地にはコンクリート構造体を設置し土砂などが流出しないようにし、雨水については敷地内で集水後、公共水路へ放流します。汚水は発生しません。

表面は碎石仕上げで、現在の近隣農家は稲作のみで作物に影響を与えないと思えますが、将来的に近隣農家に影響が見られると思われる場合は対応をお願いしたいと伝えました。

申請会社の敷地と申請地の間には里道が通っており、里道と駐車場の高低差が大きいため里道をかさ上げスロープにし、会社と申請地をつなぐ通路と平面交差になるようにします。この工事については、近隣農家の方と市で協議し実施することになっています。

現地調査と事情聴取の結果、農用地区域除外後の転用について問題ないと思われませんが委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

続きまして、番号2について説明します。申請地は議案書のとおりです。転用目的は・・・です。地権者は、いずれも農作業を続けて行くのが困難であり後継者もないとのことで、土地の有効活用に興味を持ち始めていました。

そんな時、申請会社から・・・を建てたいので土地を貸して欲しいとお声がけをいただき話し合い承諾しました。

以前からバイパスの和歌山市山口から六

十谷までのエリアで出店可能地を探していたとのことです。申請地は、岩出方面から和歌山市内へと向かう西向きの車線沿いとなっており、この車線に関しては、自社の既存店舗及び他店舗についても競合するものが少なく、周辺に住宅も多数存在するため安定した経営ができるとのことです。

排水に関しましては、コンクリート擁壁を設置し、土砂が流出しないようにします。雨水は敷地内で集水し、南側水路へ放流します。汚水は合併処理浄化槽を経由し、南側水路へ放流します。

申請地以外にも代替地を検討しましたが、条件が折り合わなかったとのことです。

東側の隣接農地の同意については、所有者様(名義人)及び息子様(・・・在住)に事業計画の説明を聞いていただき、理解の上で同意をいただきたい旨のメールを送信するも返事がなく、再度送信するも未だ返事がありません。電話につきましては、所有者様に複数回電話するも出られず。所有者様の自宅を訪問し、事業計画書の説明を聞いていただきたい旨の文書を郵便受けに投函、5月25日にも自宅を訪問するも本人には会ってもらえず、未だ返事がないとのことです。

現地確認と事情聴取の結果、農用地区域除外後の転用について問題ないと思われませんが委員の皆様のご審議をお願いします

◆会長(谷河 績) ありがとうございます。議案第2号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆1番(湯川 徳弘) 備考欄の2番だけが隣接同意なしと書いているが、1番と3番

は同意書あるのか。2番は問題があるので
はないか。なぜ同意が無いのか。

◆農林水産課（中川班長）基本的にいた
いでいるが、2番は頂けなかった。経過は
藤田委員の報告のとおりである。交渉を進
める中で、計画そのものに反対ではないが、
契約の条件面が整わなかった。計画には反
対ではないし周辺農地に与える影響は無い
ように思われる。

◆1番（湯川 徳弘）計画は周辺農地に与
える影響は無いとの話だがやはり心配であ
るが、同意がもらえないのは問題である。
相手にしてもらえないのか。

◆農林水産課（中川班長）除外して転用申
請まではまだ期間があるので、進展する可
能性もある。

◆19番（岩橋 章博）補足説明させてい
ただく。事情聴取の中では、金額面で折り
合いがつかなかった訳ではなく、文書が気
に食わないとの話。例えば地震が起こって
壊れた場合の話とかで隣接者は契約上、細
かい内容を盛り込むように要求してきたが、
事業者は細かい話をすべて担保できないし
事業者も・・・まで出向いているとの話で
ある。

◆会長（谷河 績）この議案について、他
にご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますの
で、議案第2号に対する意見は、「やむを得
ない」とさせていただきます。

議案第3号 農地法第3条の規定による許
可申請について、提案いたします。

◆肥田企画員 番外 説明します。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可
申請で2件ありました。これらの案件は、

調査の結果、耕作等に支障がないこと、当
該農地の権利を取得しようとする者は、下
限面積要件を満たし、その取得後において
全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常
時従事すると認められるなど、農地法第3
条第2項各号には該当せず、許可要件の全
てを満たしていると思われま。

なお、No.2は新規就農案件です。現
地調査ならびに事情聴取を行っております
ので、担当委員から報告があります。以上
です。

◆会長（谷河 績）No.2につきまして、
現地調査並びに事情聴取を行っております
ので岩橋章博委員さん報告願います。

◆19番（岩橋 章博）議案第3号No.
2新規就農について報告します。

5月27日、藤田委員と事務局とで現地
調査並びに事情調査を実施しました。現地
は・・・の紀の川堤防下に位置し、多少草
が生えているものの田であり、3筆・・・
と広い農用地区域内農地であり、立地基準
は第1種農地です。

事情聴取は申請人本人から直接話を聞き
ました。申請人は現在、松江地区で・・・
を開設しており、又、・・・も行っている
との事です。新規就農の理由は、農業に興
味があるのはもちろん、将来、障害者の就
労支援の一環としての農業を考えており、
そのためにも、まずは、自分が農地を取得
して農業者として自立したい、と熱い思い
を語っていました。奥さんと二人で申請地
を畑として盛土し、サツマイモやニンニク
を作付けする予定であり、知り合いの岩出
市在住の農家から技術指導を受け、譲渡人
から農業機械を譲り受けるとの事です。

現在の事業もあり面積も・・・㎡もある

ので、本当に全部耕作出来るのかとの質問に、・・・は他の人に任せるので、常時従事は可能であるとの事。

販売方法はどの質問に、まずはネット販売するとの事です。

最後に、将来この農地を転用するための先行取得ではどの懸念に農地転用はできない土地だと分かったうえで申請しているとの事でした。

以上で報告を終わります。

◆会長（谷河 績）ありがとうございました。議案第3号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆肥田企画員 番外 説明します。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No.1 申請地は、安原地区・・・、安原小学校から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。安原小学校の教職員用車両及び児童送迎用車両の露天貸駐車場として利用するため、転用申請するものです。

No.2 申請地は、安原地区・・・、紀北支援学校から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。申請地を県道の新設工事のための貸仮事務

所、露天貸駐車場及び農業用倉庫として利用するため転用申請するものです。なお、5年間の一時転用です。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われます。なお、No.1については現地調査ならびに事情聴取を行っておりますので、担当委員から報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績）No.1につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので土橋委員さん報告願います。

◆7番（土橋 ひさ）議案第4号 農地法第4条の許可申請について説明します。当申請について5月27日湯川委員、事務局とともに現地調査並びに事情聴取を行いました。

申請者及び申請地は議案書のとおりです。まずこの農地は過去に違反転用の是正指導があった土地であるため、その経緯を説明します。

昭和56年頃に、申請人の親の代で田から畑へ変更し、しばらくは畑として耕作していましたが、建築業者へ貸し出し、土砂や建築資材・重機等の保管場所として最近まで利用しておりました。このことについては、約1年前から農業委員会の指導の下、違反転用の是正作業を開始し、現在ではすべて保管物を撤去し、閉鎖しております。

なお、違反転用に気づいたのは申請人が相続した後になりますが、今回のことを十分に反省しており、今後は農地法を遵守していくことを事情聴取で確認しております。

次に転用に至った理由ですが、相続した農地を農業経験の乏しい申請人が農地として管理するのが難しいと考えていたところ、この度、申請地・・・にある安原小学校へ

の貸露天駐車場と周辺の福祉施設関係の看板用地として地元からの強い要望があったため、それを受け入れ転用の申請に至ったとのことです。

今回、看板用地、露天駐車場用地として申請し、教職員の車両置き場及び児童送迎車両置き場として利用を計画しています。

雨水排水対策として周囲に側溝を設け、北東部の既存柵に集水し、東側水路に放流します。駐車場表面は、碎石仕上げとし側溝方向に勾配をとるとのことです。隣接農地の同意、紀ノ川左岸への許可も得ているとのことです。

資金計画につきましては、・・・で行い、完成予定は令和4年9月30日となっています。

申請人は相続によりあと2筆の農地を所有していますが、もし転用や売買する場合には、農地法上の手続きを必ずとること、わからない事や困ったことがあれば農業委員会に必ず相談することを強く指導いたしました。

以上のことから特に問題はないものと思われませんが、皆様方の慎重なご審議をお願いいたします。

◆会長（谷河 績）ありがとうございます。議案第4号について説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆肥田企画員 番外 説明します。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No.1 申請地は、三田地区・・・、交通センター前駅から・・・に位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当すると思われます。申請人は現在海南省に居住していますが、県道整備に伴い自宅及び作業場が収用されることとなるため、息子の居宅近くである申請地に自宅と作業場を移転するものです。開発許可申請中です。

No.2 申請地は、西和佐地区・・・、西和佐小学校から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。申請人は申請地の隣接地で・・・を営む法人であり、事業繁忙で社員が増えたため、既存の駐車場が手狭になってきたことから申請地を露天駐車場として既存駐車場と一体的に利用するため転用申請するものです。うち1筆は賃借権設定です。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われます。以上です。

◆会長（谷河 績）議案第5号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定で、新規の契約が4件ございました。すべて、使用貸借権の設定で、貸借期間は議案書のとおりです。

No. 1からNo. 3については、農業委員会による利用権の新規設定、No. 4については、農地中間管理事業による新規の設定です。面積は、田のみで6,230㎡です。また、うち農地中間管理事業による設定が1件あり、面積は田のみで2,718㎡です。なお、6ページのNo. 1については新規就農、No. 2については一般法人の新規就農となり、現地調査ならびに事情聴取を行っておりますので、担当の委員さんより報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績）No. 1及びNo. 2につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので湯川委員さん報告願います。

◆1番（湯川 徳弘）利用権設定申出書に基づき、去る5月27日に現地確認と利用権の設定を受ける者に対し、ヒアリングを行い真実であるか確認をいたしました。利用権の設定を受ける農地は、市内・・・地目・・・面積・・・㎡です。使用貸借者は市内・・・A氏です。営農計画書に基づいて質問を致しました。

本物件は隣接地より30cm位高く、水田には不向きです。従って野菜の周年栽培ということで現在は、サツマイモ等が植えられていました。生産性とは別に本人の就農意欲を全般的に考察して、本件は通常就農と判断し特に問題点はありませんでした。以上本件に対する報告を終了します。

続けてNo. 2について同じ現地調査な

らびに事情聴取を行い内容を審査致しましたので報告します。

利用権を設定する土地は市内・・・地目・・・面積・・・㎡です。利用権の設定を受ける者は、法人で・・・です。私は数年前に当該土地の利用権に立会を致しました。今回、・・・は前者から引継ぎ、現状、植えられているナス等を継続するとの事です。

本件の法人・・・における・・・に基づき、就労継続支援、・・・、法第6条の10第2項に対して・・・に対して就労の機会を提供し、必要な知識及び能力向上のために、必要な訓練、その他必要な支援を行なうという型のものです。

本件に関しては、別段、特に問題となる点は見当たらず 許可基準に合致するものとして報告を終了します。以上です。

◆会長（谷河 績）ありがとうございました。議案第6号について説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。議案第7号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和4年度最適化活動の目標の設定等」について、提案いたします。

◆中居班長 番外、説明いたします。

議案書に同封の別紙をご覧ください。本件について、農業委員会は、毎年、前年度の活動の点検・評価及び当該年度の活動目標の設定を行い、公表することとなっております。まず、令和3年度の点検・評価ですが、1ページは本市の農業の概要、農業委員の

人数等を記載しています。

2 ページは担い手への農地の利用集積・集約化についてですが、中ほど2の令和3年度の実績は累計で462ha、目標の面積の542haを下回る結果となりました。今後、農業委員、農地利用最適化推進委員、関係機関とのさらなる連携と活動強化が必要です。

3 ページは新規参入の促進ですが、中ほど2の令和3年度は、市内新規就農を含め13経営体、5.1haの参入実績があり、目標の7経営体、2haを、大幅に上回りました。

4 ページは遊休農地についてですが、本市では63haの遊休農地を確認しています。また、2の令和3年度の実績は、解消目標の1haに対し1.61haの遊休農地を解消しました。目標は達成しましたが、新たな遊休農地も確認されているため、今後、さらなる解消対策が必要です。

5 ページは違反転用への対応ですが、2の令和3年度実績は0.42haです。農業委員会、県との連携により解消に向け指導しました。また、違反転用防止の啓発、監視活動、早期発見・指導に努めました。

6 ページは、農地法第3条事務、農地転用事務の処理件数、7 ページは農地所有適格法人の報告件数、農業委員会の情報提供等の実績、8 ページは事務の実施状況の公表等について、記載しています。

続いて、令和4年度の活動目標ですが、9 ページは、点検・評価のシートと同じく、本市の農業の概要、農業委員の人数等を記載しています。

10 ページは、上段が担い手への農地の集積について記載しています。

農地の集積目標として、②目標の表中段に記載していますとおり、令和4年度の目標を15haとしています。担い手への集積活動により利用権設定面積の拡大、また、農地の貸借制度について積極的なPR活動に努めます。下段は、遊休農地について記載しています。②目標のア既存遊休農地の解消の緑区分の遊休農地の解消面積を2.6haとしています。8月の一斉農地パトロール、また随時の現地調査を行い、2.6haの遊休農地解消を目指します。

11 ページは、上段が、新規参入の促進について記載しており、②目標の表の下段に記載しています。新規参入者へ貸付可能な農地の面積の目標を4.9haとしています。これは、農業委員会の過去の権利移動の実績の約1割に該当する面積としています。

ここまでは、最適化活動の成果目標で、下段は、最適化活動の活動目標について記載しております。

農業委員・推進委員が最適化活動を行う日数目標いわゆる活動記録簿に記載する日数について、月平均10日としています。

また、活動強化月間の活動目標として、8月～10月を農地利用意向調査の期間とし、新規参入相談会への参加目標として、年1回、農業委員または推進委員が相談会等へ出席することを目標としています。

なお、本件のこの別紙については、本総会承認後、市役所のホームページにて公表を行います。以上です。

◆会長（谷河 績）議案第7号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第7号は可決と決定しました。

以上で議案の審議は終了しました。

その他、何かございませんか。

(なし、との声)

それでは、ないようでございますので、第24回総会を閉会いたします。

13時40分 閉会